

工事監督必携の制定について

平成20年3月28日

農村振興局整備部設計課施工企画調整室長から

各地方農政局整備部長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 へ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の施行を踏まえ、国営土地改良事業等における工事監督業務のより一層の適正化及び効率化を図ることを目的として、工事監督の責務や業務内容について、従来から活用されてきた「工事監督必携」の内容の見直しを行ったので、参考とされたい。

なお、貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

〔編注〕本趣旨は、農村振興局整備部設計課施工企画調整室長から国土交通省北海道開発局農業水産部長、独立行政法人緑資源機構農用地業務部長へ参考送付されている。